

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-基-025
提出年月日	2021年10月5日

基本設計方針に関する説明資料

【第25条 一時冷却材】

- 要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書に係る様式－7)

- 条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書に係る様式－6)

- 先行審査プラントの記載との比較

2021年10月
中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

【第 25 条 一次冷却材】

赤色：様式 6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置許可と基本設計方針（後）
 緑色：技術基準と基本設計方針（後）
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）

様式－7

要求事項との対比表（D B）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針（前）	工事計画認可申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可、基本設計方針及び技術基準との対比	備考
<p>（一次冷却材）</p> <p>第二十五条 一次冷却材は、通常運転時における圧力、温度及び放射線によって起る最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。^①</p> <p>（解釈）</p> <p>第 25 条（一次冷却材）</p> <p>1 第 25 条に規定する「必要な物理的性質」は、核的性質と熱水力的性質に分けられ、核的性質としては核反応断面積が核反応維持のために適切であり、熱水力的性質として冷却能力が適切であることを保持し、かつ、燃料体及び構造材の健全性を妨げることのない性質であり、通常運転時において放射線に対して化学的に安定であることを保持し得る設計とする。</p> <p>— 以下余白 —</p>	<p>原子炉冷却材は、通常運転時における圧力、温度及び放射線によって起る最も厳しい条件において、核的性質として核反応断面積が核反応維持のために適切であり、熱水力的性質として冷却能力が適切であることを保持し、かつ、燃料体及び構造材の健全性を妨げることのない性質であり、通常運転時において放射線に対して化学的に安定であることを保持し得る設計とする。</p> <p>①【25条1】</p> <p>— 以下余白 —</p>	<p>原子炉冷却材は、通常運転時における圧力、温度及び放射線によって起る最も厳しい条件において、核的性質として核反応断面積が核反応維持のために適切であり、熱水力的性質として冷却能力が適切であることを保持し、かつ、燃料体及び構造材の健全性を妨げることのない性質であり、通常運転時において放射線に対して化学的に安定であることを保持し得る設計とする。</p>	<p>ホ. 原子炉冷却系統施設の構造及び設備</p> <p>(1) 一次冷却設備</p> <p>(i) 冷却材の種類 軽水[■]</p> <p>— 以下余白 —</p>	<p>該当箇所なし</p> <p>— 以下余白 —</p>	<p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・差異なし。</p> <p>— 以下余白 —</p>	<p>原子炉冷却系統施設（個別）</p> <p>1. 原子炉冷却材</p> <p>— 以下余白 —</p>

様式－7（25条）-1

各条文の設計の考え方

第25条（一次冷却材）								
1. 技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方								
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	説明資料等			
①	一次冷却材の物理的及び化学的性質の保持	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項	1	－			
2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方								
No.	項目	考え方	説明資料等					
①	仕様	要目表として整理するため記載しない。	－					
3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方								
No.	項目	考え方	説明資料等					
－	－	－	－					
4. 詳細な検討が必要な事項								
No.	記載先							
※	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書							
※	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書							
－	熱出力計算書							
－	制御能力についての計算書							

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）

波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

先行審査プラントの記載との比較表（原子炉冷却系統施設（個別項目）の基本設計方針）

東海第二発電所（2018.10.12版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	柏崎刈羽原子力発電所7号機（2020.9.25版） 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	島根原子力発電所 2号機 工事計画認可申請書 基本設計方針（変更後）	備考
		<p>1. 原子炉冷却材（第25条）</p> <p>原子炉冷却材は、通常運転時における圧力、温度及び放射線によって起こる最も厳しい条件において、核的性質として核反応断面積が核反応維持のために適切であり、熱水力的性質として冷却能力が適切であることを保持し、かつ、燃料体及び構造材の健全性を妨げることのない性質であり、通常運転時において放射線に対して化学的に安定であることを保持し得る設計とする。【25条1】</p>	